

# パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能な行政サービス等の一覧

## 1 パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能な行政サービスの一覧

令和7年2月1日時点

No.	サービスの種類	内容	問合せ先	
			所管課	連絡先
1	犯罪被害者等に対する支援金等の支給	犯罪被害者等のパートナーであった場合、家族または遺族として支援金や日常生活支援等の申請をすることができる。	人権・男女共同参画課	21-9861
2	不育症治療費の助成	宣誓書受領証等の写しを提出することで、事実婚の方の提出書類の「事実婚関係に関する申立書」を省略できる	健康課	55-2111
3	不妊治療（先進治療）費の助成			
4	市営住宅の入居申込み、同居申請、承継申請	パートナーシップ宣誓をした2人が同一世帯の場合における入居申込等	建築住宅課	21-8784

注釈1 サービスの種類ごとに要件があり、受付時間も異なる場合があります。詳細は、それぞれの問合せ先にご確認ください。

注釈2 パートナーシップ宣誓制度の手続については、人権・男女共同参画課（21-9861）までお問い合わせください。

## 2 パートナーシップ宣誓書受領証等の有無にかかわらず、同一世帯で生計を同じくしている同居人であれば利用可能な行政サービスの一覧

令和7年2月1日時点

No.	サービスの種類	内容	問合せ先	
			所管課	連絡先
1	軽自動車税種別割減免申請（身体障がい等がある方の場合）	該当の障がいの範囲の障がい者又はその障がい者と生計を一にする方（注釈1）が所有し、運転する軽自動車等で、通学・通院、通所等の日常生活において使用するものに対して申請することができる。	納税課	20-8216
2	市税に関する証明書等の交付申請における委任状提出の省略	宣誓している同居者が同一世帯で生計を一にしている場合において、市税に関する証明書等の交付申請における委任状提出の省略	固定資産税課	20-8855

注釈1 生計を一にする方とは、障がい者の方と同居している方及び障がい者の方の住所地から、おおむね半径2キロメートル以内に住む親族を含みます。

No.	サービスの種類	内容	問合せ先	
			所管課	連絡先
3	土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	宣誓している同居者が同一世帯で生計を一にしている場合において、土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧における委任状提出の省略	固定資産税課	21-8768
4	罹災証明書の交付申請	罹災証明書（豪雨や地震等の自然災害による家屋等の被害の度合いを示す証明書）の交付に係る代理申請に当たっての委任状の省略	固定資産税課	21-8557
5	要介護認定の申請	宣誓しているパートナーの介護認定の申請をすることができる	介護保険課	71-5237
6	国民健康保険資格給付関連の申請、届出	国民健康保険における各種申請、届出について、住民票上同一世帯であれば、委任状を提出しなくても代理申請をすることができる	保険年金課	21-8776
7	国民年金関連の申請、届出	国民年金における各種申請、届出について、住民票上同一世帯であれば、委任状を提出しなくても代理申請をすることができる	保険年金課	21-8777
8	後期高齢者医療関連の申請、届出	後期高齢者医療における各種申請、届出について、住民票上同一世帯であれば、委任状を提出しなくても代理申請をすることができる	保険年金課	21-9768
9	下水道使用料の減免申請	宣誓している同居者が下水道使用料の減免資格を有している場合における減免申請	下水道経営課	21-8786
10	り災証明書の交付申請	り災証明書（火災により被害を受けた家や物に対して、被害を受けたことを示す証明書）の交付に係る代理申請	消防署管理担当	21-9614
11	搬送証明書の交付申請	搬送証明書（救急車で運ばれた方に対し、運ばれたことを示す証明書）の交付に係る代理申請		

注釈2 サービスの種類ごとに要件があり、受付時間も異なる場合があります。詳細はそれぞれの問合せ先にご確認ください。

注釈3 パートナーシップ宣誓制度の手続については、人権・男女共同参画課（21-9861）までお問い合わせください。

以上